

○社会福祉法人竹水会役員報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人竹水会定款第8条及び第21条の規定に基づく、理事、監事、及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給並びに費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 役員等の（理事長を除く。）報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

（理事長報酬）

第3条 理事長に対しては、定款第21条に基づき、職務執行の対価として、報酬を支給する。

2 報酬の支給期日は、給与規則第3条を準用する。ただし、理事長の職を離れたときは、その日の属する月の末日に支給する。

3 理事長が月の中途において就任したとき、又は任期満了、辞職等の場合は給与規則第9条第5項を準用し、日割計算により報酬を支給する。

（費用弁償）

第4条 費用弁償を支給する者は、次のとおりとする。

（1）理事

（2）監事

（3）評議員

（4）各種委員会の委員

（評議員選任・解任委員、第三者委員、入所検討委員）

（5）理事長が費用弁償の支給を必要と認めた者

2 理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う者に対し、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合

は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

南相馬市原町区内在住の役員等	3,000円
その他の地区在住の役員等	3,500円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

南相馬市原町区内在住の監事	3,000円
その他の地区在住の監事	3,500円

(3) 各種委員会に出席した場合の費用弁償

南相馬市原町区内在住の委員	3,000円
その他の地区在住の委員	3,500円

3 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

4 役員等が公務のため出張したときは、費用弁償として交通費のほか旅費規程別表1に定める日当及び宿泊料を支給する。

(報酬の額の算定方法)

第5条 理事長に対する報酬の額は、別表に定める範囲内で、評議員会において決定する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

別表（理事長の報酬）

	報酬の額
理事長	月額 300,000 円 ～ 500,000 円 の範囲内

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 6月10日から施行する。